

上板橋第一中学校移転に伴う通学支援補助金 がはじまります！



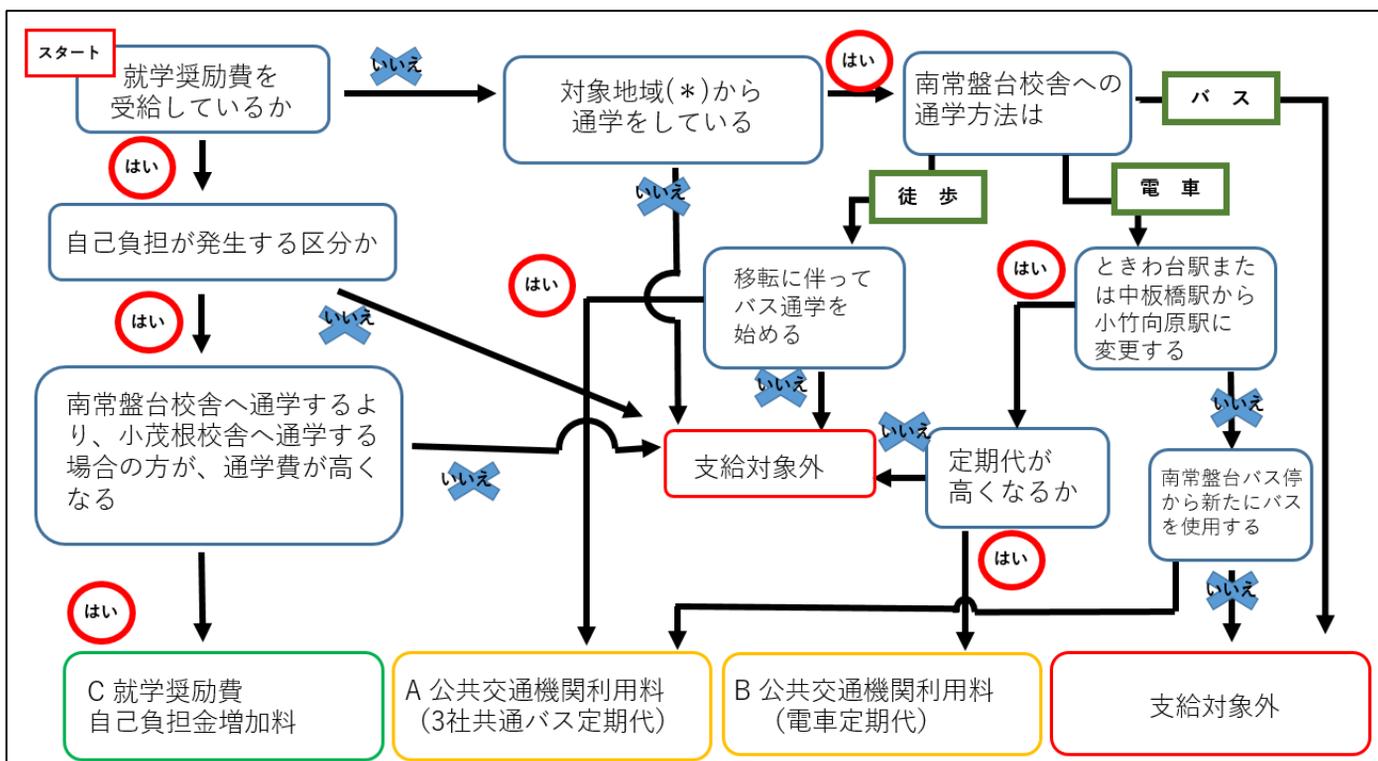
令和6年4月より、上板橋第一中学校の移転に伴い3つの補助金が開始されます。



この補助金では、上板橋第一中学校が小茂根校舎へ移転して学校運営を行う期間に限り支給されるものです。

下記フローチャートより、対象になるかご確認ください。

南常盤台校舎・・・R6年3月まで使用していた校舎（南常盤台一丁目1-1）
小茂根校舎・・・R6年4月から使用する校舎（小茂根一丁目2-1）



注：いずれの補助金も申請者及び生徒が板橋区民であること。

*対象地域とは、小茂根校舎から直線で1.5kmを超える地域であり、板橋区内で下記に記載のない地域です。

- ・大谷口上町 ・大谷口北町 ・大谷口一丁目、二丁目 ・大山町50.54～57
- ・大山西町11～15.17～71 ・小茂根一丁目～五丁目 ・幸町43.45～66 ・桜川一丁目
- ・桜川二丁目1～26 ・桜川三丁目1～3.16 ・東新町一丁目1～4.8～13.20～53
- ・東新町二丁目 ・仲町19.20 ・東山町 ・南常盤台一丁目、二丁目
- ・向原一丁目～三丁目 ・弥生町1～22.25～28.40～82

AまたはBに
該当の方

公共交通機関利用料



1. 対象者

板橋区民かつ以下のいずれかに該当する方の交通費を負担している方

A：板橋区民かつ対象地域から通学してくる生徒のうち、新たにバス通学を始める方

B：板橋区民かつ利用する路線を東武東上線から地下鉄有楽町線、副都心線に変更することで自己負担が増加する方

※仮に南常盤台校舎へ通学する場合に、バスの利用が想定される方は対象外

2. 支給の対象

A：南常盤台校舎から小茂根校舎までのバス定期代
または

B：乗降駅を東武東上線「ときわ台駅」または「中板橋駅」から有楽町線、副都心線「小竹向原駅」に変更することによる電車定期代（6か月期間）の差額

（他法他施策の活用がある場合は、差額×自己負担割合）

※いずれも定期期間の始期が4月1日以降の定期代が支給の対象になります。

定期券を利用できないやむを得ない事情がある場合は、事前に学校へご相談ください。

3. 支給上限金額

赤31系統国際興業・都営・関東バス

3社共通定期券（3か月期間）×4期間

※他法他施策で一部補助を受けている場合は、上記上限額に自己負担割合を乗じた額が上限額になります。

4. 申請時必要なもの

- ・定期券の写し（1期間につき1枚）
- ・期間中に払い戻した場合には、金額がわかるもの

※アプリを使用している場合、

期間、経路、利用者名、金額がわかるページ。

領収書では支給できませんのでご注意ください。

[赤31]系統 関東バス・
都営バス共通定期券



5. 定期券の購入について

新7～8年生は、4/1～4/14までの間に開始する定期券を購入してください。

新9年生で、4/1開始以外の定期券を購入される場合は、最後に購入する定期券が卒業式の日までの3か月期間の定期になるような購入をお願いしております。詳しくはP.4のQRコードより区HPをご確認ください。

GPS端末料 GPSサービス利用料



1. 対象者

板橋区民かつ以下に該当する方のGPS費用を負担している方
・板橋区民かつ特別支援学級（5組）へ通学している方

2. 支給の対象

GPS端末料…GPSの本体代+事務手数料
支給の対象月2か月前から購入できます。
（新7年生は入学前年度の2月以降の購入分が対象）
※ケース代や保険代等は対象外

GPSサービス利用料… 毎月のサービス利用料
※位置検索及び通知機能以外の
オプション代はすべて対象外
※事前に購入されている場合であっても、
在籍期間以外の月額利用料は対象外

3. 支給上限金額

GPS端末料
上限税込7,000円(1人1回限り)

GPSサービス利用料
上限月額税込650円

4. 申請時に必要なもの

- ・契約書の写し
- ・支払いを証明できるもの

※いずれも契約者や領収書の宛名は生徒名または申請者であるもの

※GPSをアプリで管理しキャリア決裁する場合、毎月の利用内訳書などが
必要になります。画面のスクリーンショットは不可、PDFデータ等を印刷
して提出してください。

cに該当の方

就学奨励費 自己負担金増加料

1. 対象者

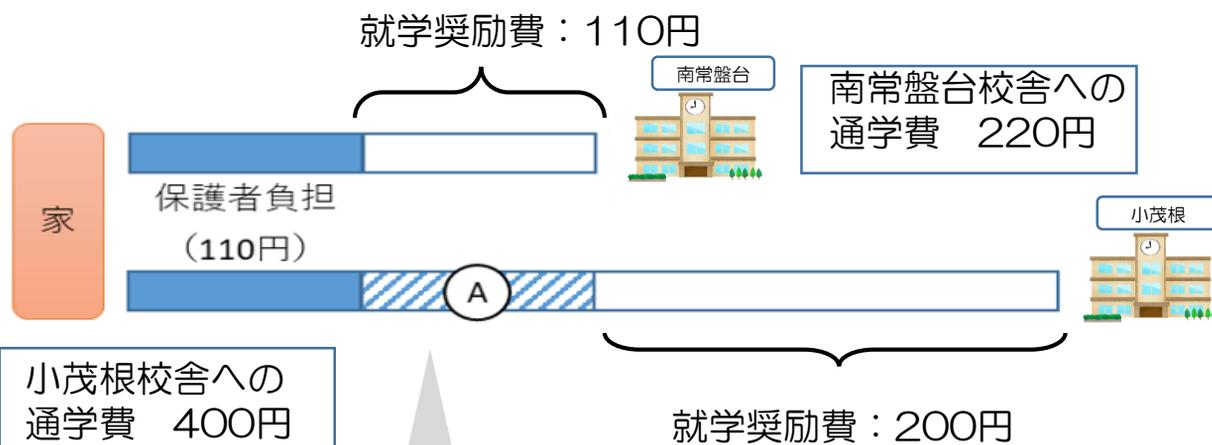
板橋区で就学奨励費を受給し、自己負担金が発生している方

2. 支給対象額

南常盤台校舎へ通学する場合と比較し増加した額

3. 申請時に必要なもの

- 定期券の写し（1期間につき1枚）
- ※アプリを使用している場合、
期間、経路、利用者名、金額がわかるページ。
領収書では支給できませんのでご注意ください。



Aの部分をこの補助金で支給：90円

(小茂根校舎へ移転後の通学費400円－南常盤台校舎へ通学時の保護者負担金110円－就学奨励費200円)



【問合わせ】

板橋区教育委員会事務局
新しい学校づくり課学校配置調整第二係
☎03-3579-2090